

平成二十七年三月六日提出  
質問第一一六号

## 有床診療所における消火設備の設置推進に関する質問主意書

提出者 中島克仁

## 有床診療所における消火設備の設置推進に関する質問主意書

消防法第十七条においては「防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない」と規定されている。

また、過去に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を踏まえ消防庁に「有床診療所火災対策検討部会」が設置され、過日、同様の火災が発生した際の甚大な被害を防ぐ緊急対策としてスプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置等の設置について財政支援を行うことを決定したと承知している。

そこで以下質問する。

一 政府は、福祉施設、及びその設置責任者は、施設の運営に際し、当該福祉施設入所者をはじめ、その利用者の安心安全を最優先すべきであるという認識はあるか。

二 政府は、現在の有床診療所の消火設備（スプリンクラー）の設置状況を正確に把握しているか。把握していないなら、その理由をお示し頂きたい。

三 政府は有床診療所において消火設備（スプリンクラー）の設置が進まないという現状を認識しているか。認識しているとすれば、その理由をどう考えているか。

四 政府は有床診療所への消火設備（スプリンクラー）設置の推進に効果的な施策を実施あるいは検討する必要性を認識しているか。

五 有床診療所への消火設備（スプリンクラー）の設置推進に最も効果的な施策は何であると認識しているか。

六 認識しているとすれば、現在、その施策を講じているか、または講じようと準備をしているか。右質問する。